

国自旅第 89 号
平成20年6月13日

近畿運輸局長 殿

自動車交通局長

登録運転者等に対する行政処分等の基準について

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第87号）が、平成20年6月14日から施行されることに伴い、登録運転者の法令違反について、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第9条の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の登録運転者等に行政処分等を行う場合、この基準に従い行政処分等を行うこととされたい。

なお、本通達の基準による行政処分等は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用することとする。

また、「タクシー業務適正化臨時措置法の施行について」（昭和45年10月28日付け自旅第653号）は、平成20年6月13日限りで廃止する。

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、登録の取消し及び登録を行わない期間（以下「再登録禁止期間」という。）の決定とする。

なお、これに至らないものは、警告とする。

(2) 違反及び同一事項の再違反（行政処分等（以下「処分等」という。）を受けた者が、当該行政処分等を受けた日から3年以内に更に同一の事項に違反した場合をいう。）については、原則として、別表による処分等を行うものとする。

(3) 再々違反以上の累違反（処分等を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に更に同一の事項に2回以上違反した場合をいう。）については、原則として、再違反の場合における処分等の2倍の処分等を行うものとする。

(4) 登録の取消し及び再登録禁止期間の決定（以下、「行政処分」という。）を行うべき違反（違反事項の初違反である場合に限る。）をした者が、当該違

反をした日を起算日とする過去3年以内において、行政処分を受けている場合については、原則として、初違反の場合における再登録禁止期間の2倍の再登録禁止期間の決定を行うものとする。

(5) 行政処分を行うべき違反（違反事項の初違反である場合に限る。）をした者が、当該違反をした日を起算日とする過去3年以内において、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について」（平成20年6月13日付け国自旅第90号）（以下「受講命令発動基準」という。）に基づく講習の受講命令を受けている場合（当該違反をした者に講習を受けさせるべき命令が発動されている場合をいう。）については、(4)の場合を除き、原則として、初違反の場合における再登録禁止期間の1.5倍の再登録禁止期間の決定を行うものとする。

(6) 違反の内容が、次に掲げる場合は、(2)～(5)の基準による処分を(7)については加重、(4)については軽減することができる。

(7) 悪質と認められる場合

(a) 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(b) 違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合

(4) 軽微と認められる場合

当該違反行為を防止するために相当の注意が尽くされたことの証明があった場合

ただし、加重は、原則として(2)、(3)の基準による再登録禁止期間の2倍（(2)、(3)の基準による処分等が警告の場合には10日間の再登録の禁止）を上回らないものとし、軽減は(2)、(3)の基準による再登録禁止期間の2分の1を下回らないものとする。

(7) 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」

（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号）により設置されている「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」により、必要に応じて、本基準に違反行為の事項がない場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して処分等を行うものとする。

2. 法令違反に係る点数制度

(1) 1. (2)により警告を行った登録運転者には、別表による違反点数を付すものとする。

- (2) (1)により登録運転者に付した違反点数（以下単に「違反点数」という。）は累計し、当該登録運転者の属する営業所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (3) 違反点数の累計期間は3年間とし、違反点数を付した日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。
また、受講命令発動基準に基づく講習の受講命令を受けた場合には、当該命令日以前の違反点数は消滅するものとする。
- (4) 受講命令発動基準に基づく講習の受講命令の発動により、当該命令に係る登録運転者が、当該命令を行った日から3年以内に違反点数の累計が7点以上となった場合には、3.(1)の登録の取消し及び3.(2)の再登録禁止期間（10日間）の決定を行うものとする。

3. 登録の取消し及び再登録禁止期間の決定

(1) 登録の取消し

(ア) 登録の取消しは、別表の違反行為を行った場合及び本基準に違反行為の事項がない場合であって、1.(7)に基づき登録の取消しを行うことを決定した場合に行うものとする。

ただし、別表の基準による処分等が警告の場合（2.(4)の場合を除く。）には行わないものとする。

(イ) 登録の取消しを行うときは、(2)の再登録禁止期間の決定を併せて行うものとする。

(ウ) (ア)による登録の取消し前に登録の消除が行われた場合には、(2)の再登録禁止期間の決定のみを行うものとする。

(2) 再登録禁止期間の決定

(ア) 再登録禁止期間の決定は、2年以内の期間を定めて行うものとする。

(イ) 各違反事項の再登録禁止期間は、1.(2)～(7)及び2.(4)に基づいて決定するものとする。ただし、一の違反が2以上の違反事項に該当する場合は、その最も重い違反の再登録禁止期間とし、2以上の違反がある場合は、その最も重い違反の再登録禁止期間にその他の違反の再登録禁止期間の2分の1をそれぞれ加えたものとする。